

選挙管理委員会事務局

令和4年（2022年）11月24日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

- 1 函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例の骨子 …… 1～4

1 函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の額を改正するため

(2) 改正内容

ア 選挙運動用自動車の使用の公費負担の額（第4条関係）

(ア) 自動車の借入契約である場合

(現行) 15,800円→(改正後) 16,100円

(イ) 自動車の燃料の供給に関する契約である場合

(現行) 7,560円→(改正後) 7,700円

イ 選挙運動用ビラの作成の公費負担の額（第5条の4関係）

(現行) 7円51銭→(改正後) 7円73銭

ウ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額（第8条関係）

(ア) 印刷単価

(現行) 268円48銭→(改正後) 541円31銭

(イ) 固定費

(現行) 11万8,800円→(改正後) 12万1,000円

(3) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 経過措置

改正後の規定は、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

函館市の議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額等) 第4条 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額で	(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額等) 第4条 (略) (1) (略) (2) (略) ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額で

あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
ウ （略）

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の額等）

第5条の4 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額等）

第8条 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、268円48銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に11万8,800円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とす

あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
ウ （略）

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の額等）

第5条の4 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額等）

第8条 函館市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に12万1,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とす

る者からの請求に基づき、当該ポスターの
作成を業とする者に支払う。

る者からの請求に基づき、当該ポスターの
作成を業とする者に支払う。